様式第４号（第11項関係）

西脇市審議会等の会議の記録

審議会等の名称	令和８年度第２回西脇市障害者地域支援協議会
開催日時	令和８年８月20日（木）午後２時30分～４時
開催場所	西脇市役所　市議会委員会室
出席委員の氏名又は人数（敬称略）	朝比奈寛正、時本あさみ、徳平尚子、岡本英子、小林美佐子、土肥博、荻野康子、黒崎彰啓、南久雄、岸本雅彦、藤井順子、鈴木隆文、東野直子
欠席委員の氏名又は人数（敬称略）	柳川瀬輝彦、谷水郁代
出席職員の職・氏名又は人数	福祉部　部長　鈴木成幸 福祉部　参事　伊藤景香 社会福祉課　主査　三村洋由 社会福祉課　職員　草別彩奈 障害者基幹相談支援センターうぃーぶねっと　藤井志帆 障害者基幹相談支援センターうぃーぶねっと　安好紅美 障害者基幹相談支援センターうぃーぶねっと　藤田亜依子 株式会社名豊　大川　祐希 株式会社名豊　濵口　裕太
傍聴の人数	０人
協議又は協議事項	⑴　第８期西脇市障害福祉計画・第４期西脇市障害児福祉計画素案について ア　第１章　計画の策定に当たって イ　第２章　障害のある人を取り巻く現状と課題 ウ　第３章　障害福祉サービス等の提供に係る令和11（2029）年度の目標値 エ　第５章　計画の推進 オ　課題シート ⑵　令和７年度西脇市障害者基幹相談支援センター事業報告 ⑶　その他

会議の記録

発言者	内　　容
事務局	１　開会 委員の出席は13名、傍聴は０名

会　長	２　会長あいさつ
事務局	３　協議・報告事項 ここからは会長が議長となり、進行をお願いする。
会　長	⑴　第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の計画素案について ア　第１章　計画の策定に当たって【資料１】を株式会社名豊から説明を願う。
名　豊	資料１について説明
会　長	先ほどの説明に対して、質問等はあるか。
委　員	１ページ目の下から９行目の「相談支援大永の充実」とあるが、内容がよく分からない。
名　豊	正しくは「相談支援体制の充実」である。修正をする。
委　員	今、県の社会福祉協議会では、防災の形について話題になってるが、今回の計画には、防災関係が特に取り上げられていない。理由として、上位計画である地域福祉計画の方で整合が図られている。この第８期と第４期の計画には特段、制度が取り上げられていないという考え方でいいか。
名　豊	地域福祉計画については、委員がいうとおり、福祉に共通する事項を定める。災害時の対応の記載があり、今回の障害福祉計画については、あくまで障害福祉のサービスの見込量と提供体制の確保を、国の指針を基に定めるという形になっている。ただ、地域福祉計画の中で、子どもから高齢者まで障害者を含め、災害時の支援については記載がされているので、地域福祉計画の中で対応になると考えている。
会　長	他に質問等はないか。 イ　第２章障害のある人を取り巻く現状と課題について【資料２】を事務局より説明を願う。
事務局	【資料２】について説明

会　長	先ほどの説明について、質問等はあるか。
委　員	２ページ目の棒グラフで、18歳～64歳と65歳以上と書いてある四角の模様が小さすぎて、分かりにくい。四角を大きくするか、棒グラフの右側に年齢別を書くようにするか、見やすくしてほしい。６ページのＢ１判定、Ｂ２判定、また８ページの２級、３級も同様に分かりにくい。
名　豊	大きくして見えやすいように訂正する。
委　員	１ページ目の３行目に身体障害者手帳所持者数が減少傾向にあるとあるが、何か理由があるか。おそらく、介護保険が充実してきて、40歳以上の高次脳機能障害などの脳血管障害の人が、身体障害者手帳を所持しなくてもサービスを受けられるようになっているので、申請件数が減っているのではないかと思う。医師も本人からの申し出がない限り、身体障害者手帳は発行しない。身体障害者手帳を持っていると何が良いのかという情報が、行き渡っていないと思う。介護保険で十分だが、身体障害者手帳を所持していると、所得税や自動車税などが軽減されるという情報が行き渡っていないと、身体障害者手帳の申請を医療機関に申し出ないという現状があるのではないかと思う。
事務局	減少しているはっきりとした理由について、まだ分析ができていない。分析をして、また報告する。
委　員	リハビリが充実してきて、身体障害者の方が減っているのであれば、嬉しい話なので、分析することをお願いする。
事務局	承知した。
会　長	他に質問はあるか。
委　員	11ページの障害のある人の就業の状況について、西脇公共職業安定所管内とあるが、西脇市だけを取り上げたものではないという理解でよいか。また、下の表について、市が雇用している障害のある人で、例えば令和６年度19人というのは、実人数19で、内訳については、短

	時間であれば 0.5人とか、重度であれば２人というカウントで計算をしているので、上と下の人数が違うという理解でよいか。
委　員	ハローワーク西脇から出している数字については、西脇所管内の全数ということになるため、４市１町管轄の全ての数字となっている。
事務局	西脇市が雇用している障害のある人の状況だが、下の方がポイント数となっているため、実人数と合わない。 訂正になるが、11ページ目の２行目に「知的障害のある人の成功率」とあるが、表の方では「成立率」と記載している。文章の方を「成立率」と訂正をお願いする。
会　長	他に質問はあるか。 11ページの１行目、西脇公共職業安定所管内のところで、関係者であれば４市１町と分かるが、一般市民の方は西脇市の職業安定所と勘違いされる。４市１町と追記した方が分かりやすい。
事務局	追記する。
会　長	他に質問はあるか。 ウ　第３章障害福祉サービスの提供に係る令和11（2029）年度の目標値について【資料３】を名豊より説明を願う。
名　豊	【資料３】について説明
会　長	何か質問等はあるか。
委　員	４ページの⑷、①「属性にかかわらず」の「属性」が分からないので、説明を願う。
明　豊	こちらの「属性にかかわらず受け止め、継続的につながり続ける伴走支援を中心とした断らない相談支援」の「属性」だが、例えば男性、女性であったり、障害がある方、無い方であったり、子どもや高齢者、というように、年齢や性別といったところを踏まえて「属性」という表現をしている。

委　員	難しい。
名　豊	この地域共生社会という考え方が出てくる前は、高齢者は高齢者の法律に基づく施策をし、障害者は障害者の法律に基づく施策をし、児童は児童の福祉の法律に基づく施策をする。それぞれ分野の中で対応してきたという歴史がある。その中で狭間の方々への対応が抜け落ちてしまう問題があった。例えば、8050問題と言われるような、精神の障害などで、なかなか地域に出られず、引きこもり状態の50代の方がいて、そこに介護認定を受けられている80代の方がいて、家庭の中での支援が難しいとなった時に、その家を支援する支援体制が無かったが、西脇市でも重層的支援体制整備という形で取り組むようになった。制度の狭間を超えていくという形で、いわゆる引きこもりやヤングケアラー、8050問題など、既存の枠組みを「属性」という形で国が表現していると思う。
委　員	承知した。
会　長	この地域共生社会については、例えば65歳だから介護保険制度での対応だとか、精神障害であれば別制度での対応というような縦割りのサービス体系をやめるということが前提であったので、ここでいう「属性」とは、おそらく障害の有無や病気の有無などに関わらず、まずは一旦受け止め、そして相談を受けた中で、それに特化したサービスが必要であれば、そこから繋いでいくという意味で、「属性」の全てにおいて、受け止めるというニュアンスのことではないかと思う。
委　員	３ページの⑴障害者の人等の自己決定の尊重と意思決定の支援のところで、「障害のある人や障害のある子どもの自己決定を尊重し」とあるが、一番の問題は、高次脳機能障害や認知症や知的障害のある人というのは、自己決定ができるのか。介護保険を受ける人が自己決定をするように言われるが、認知症があると自己決定ができない。意思決定支援ガイドラインというのは、どういうものか。
事務局	自己決定が難しい方と多く関わっていると、基本的に選択肢を提示することで、選ぶ方もいれば、それでも選べない方もいる状況。それでも、日頃の関わりの中から、何を嫌がり、何を好むのかを支援者がキャッチして、なるべくその人が選択するのではないかというところ

	を想像しながら関わっていくことを、研修などでは学んでいる。ただ、それも独りよがりではなく、複数の支援者や関係機関の人が一緒に考えている。
委　員	それから、⑵市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等のところで、「障害総合支援法に基づく給付の対象である難病患者等」とあるが、国が規定する難病というのが、 376と非常に増えている。この難病に関しては、保健所が管理監督しているが、その情報は市町村に下りてきているのか。申請窓口は保健所で市町村ではないと思うが、「適切な情報提供や周知徹底に努める」とあるが、周知徹底できる体制になっているのか。それとも、今後の話なのか。
事務局	難病に関しては、加東健康福祉事務所の方が窓口となって、管轄している。その方にとって必要な福祉サービス、福祉制度があれば、加東健康福祉事務所から市に連絡があり、加東健康福祉事務所の保健師と一緒に連携して支援している。難病の受給者証を持っている方が何名いるかという数値に関しては、このような計画の中で県から情報提供がある。
委　員	難病の中には身体障害者に該当する方もいるが、医療機関から情報が行かなくても加東健康福祉事務所で、身体障害者に該当するという指導がされるのか。その辺りが連携の中で漏れてくるのではないかと思う。医療サービスもとても増えたので、全員の先生が完全に把握しているのかどうかも問題視している。
事務局	医療機関から提案されて、加東健康福祉事務所で申請している方が多いと思う。健康福祉事務所の保健師とは、日々連携しており、担当の相談員がついていれば把握はできているのではないかと思う。
委　員	１年に一度か、２年に一度でも、このような疾患が難病指定になっているという情報を健康福祉事務所から医療機関へ何度も流していかないと、周知は徹底できないような気がする。
会　長	他に質問等はあるか。

委　員	障害者総合支援法の対象となる難病が、 376疾病に拡大され、以前は 348だったと思う。 348から 376疾病に拡大されたという表現にする方が、どのくらい拡大されたかということが分かりやすいと思う。また、４ページの⑹で、「読書バリアフリー法」というのは以前からあったのか。
事務局	令和元年６月28日に施行された法律である。
委　員	これは補助金がつくのか。
事務局	把握できていない。
委　員	同じページの「事業所へのスーパーバイズ、インクルージョン推進」というのは、どのようなことを言うのか。「スーパーバイズ」とは、どういった意味であるか。このような新しい言葉や一般市民が分かりにくい言葉は注釈をつけた方がいいのではないか。
事務局	分かりにくい言葉については、最後のページに用語説明という形で設ける予定である。
会　長	他に質問等はあるか。
委　員	３ページに「拠点コーディネーターの配置等を通じた支援ネットワークの強化」とあるが、基幹相談支援センターうぃーぶねっとには、３名の従業員がいる。拠点コーディネーターは、専従での配置が必要となるため、３名のうち１名が拠点コーディネーターとなると西脇市のような人口も少なく、人材も少ない地域では、配置するのが難しいと考えている。
名　豊	先ほどのスーパーバイズの部分について、国の資料によるスーパーバイズの内容は、地域の障害児通所支援事業所に対して、対応が困難な子どもや保護者に対して、事業所全体への支援をしていく機能という内容で記載をされている。例えば、巡回支援の専門医の配置や、事業所向けの研修や事例検討会をするなどと記載されている。
委　員	スーパーバイズはどこに所属している人なのか。

名　豊	児童発達支援センターになるかと思う。
会　長	先ほどの拠点コーディネーターについては、事務局の方、回答はあるか。
事務局	基幹相談支援センターうぃーぶねっとの意見も踏まえて、計画を検討していきたい。
会　長	他に質問等はあるか。 エ　第５章　計画の推進について【資料４】を事務局から説明を願う。
事務局	【資料４】の説明
会　長	第５章について、質問等があれば願う。
委　員	１ページの３、「民間企業、医療機関、ＮＰＯ法人や社会福祉法人等との連携においては」とあるが、医療機関というのは、指定した医療機関なのか、医師会所属の全医療機関を指すのか。また、「ＩＣＴ等も活用し」とあり、インターネットやオンラインなど色々あると思うが、医療機関との連携については、どのようにしていくのか。未定かもしれないが、医師会などには情報は流れているか。
事務局	これからになる。
会　長	他に質問等はあるか。 オ　課題シート【資料５】について、名豊より説明を願う。
名　豊	課題シート【資料５】について説明
会　長	課題シートについて質問等はあるか。
委　員	全体を見て、人材不足に対する対策があまり出てきていない。グループホームを作っても、そこで支援する人材がいないために作ることができないとか、先ほどの基幹相談支援センターうぃーぶねっとでも、

	専門職の人材がなかなか確保できないなど、人材不足が話題になってる。どのようにして人材を確保するのかが課題として記載がない。また、外出支援などを支援する人が減ってきているという西脇市としての人材不足についても大変難しい。障害者雇用についても、大企業など、社員にゆとりがあるところは受け入れていると聞くが、社員１人が付きっきりで指導をしなければならないため、作業効率が落ちるという話も聞いたことがる。そういった対策がないが、どのように考えているか。
名　豊	福祉人材の不足については、国も問題視しており、具体的な成果指標、課題については、３ページに障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関わる体制の構築で人材の確保も含まれている。人材確保については、国としては、都道府県の方が責任を持って確保するというスキームになっている。今の国の補助金のシステムでは、障害福祉の人材については、業務効率化についての啓発を国が行い、事業者が自発的に習っていくという枠組みになっており、介護保険や高齢福祉などの補助金まで及んでいない。その中で西脇市としてどのようにやっていくのかは、非常に大きな課題であり、障害福祉の分野については、より個別性、専門性が高い分野になるため、なかなか対応が難しい部分もある。まずは、地域福祉計画の中でも障害・高齢問わず、福祉的な専門職の確保は記載しており、今後検討していく。
事務局	福祉人材の確保という面では、令和８年度から、市内に勤務する福祉人材を確保をすべく、相談支援専門員等の資格を取るための研修費等に対しての補助事業に取り組んでいる。西脇市としても人材確保に関して力を入れている。
会　長	人材を確保することはとても大事であるが、現状、少子化で18歳人口がどんどん減少している。2040年には今の18歳の人口が１／３減少すると言われている。若い人たちが減少して、福祉に進む人はもっと少なくなる。一般企業の方が、給料が高いので、転職も考えにくく、福祉を勉強したことが無い人が、いきなり３年で相談支援員をできるほど、相談支援は甘くない。人材育成というのは、西脇市だけでなく日本全国で大問題になっている。また、課題シートの最初の地域移行のところで、課題として「高齢化や親なき後を見据えたグループホームの増設」とあるが、事業所の方は増やして欲しいと言っているが、

	当事者たちは利用したくない、若しくは、自宅で生活をしたいと言っている。その状況で、西脇市としてはグループホームを増やすと記載がある。当事者の方の意見を尊重するのであれば、住み慣れた自宅でどう生活するのか、親が亡くなった後でも在宅で生活できる方法を考える方が、当事者の方の意向に沿っていると思う。今回の障害福祉計画で分かっていることは、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の取得者数が増加し、人口は減少しているが、障害者は増えている。当事者の意向が無い状態で、事業所や家族の要望でグループホームが増設となった場合、障害者が増えた数だけグループホームを作らないといけなくなる。また、グループホームは基本的に夜のサービスになるので、日中のサービスの就労継続支援Ｂ型や、介護も充実させるとなると、西脇市の財政や人材を考えても、かなり困難と思う。グループホームは終の棲家ではなく、あくまで一人暮らしができるためのステップアップとして利用するのであればいいと思うが、終の棲家として利用するとなると、新規入居者が入れなくなるという問題が生じる。ショートステイなどはいいが、グループホームの増設は再検討しなければならないと思う。今回の計画の見直しでは、当事者からのアンケートを取らないため、当事者たちの声がない。ここに当事者委員が一人もいないという状態で進めているため、ここの課題については再検討していただいた方がいいと思う。 　他に質問等はあるか。
委　員	グループホームの増設と、在宅生活継続希望に対応した支援体制というのが、相反するので、事務局としても検討を要すると考えていたところである。会長の意見に賛同し、再検討する。
会　長	他に質問等はあるか。 ⑵令和７年度西脇市障害者基幹相談支援センター事業報告について、事務局より説明を願う。
事務局	基幹相談支援センター事業について報告
会　長	今の報告について、質問等はあるか。 　無ければ、以上をもって本日予定していた協議事項は全て終了とする。円滑な会議の運営に協力いただいたことに感謝する。最後に副会長から一言願う。

副会長	副会長あいさつ
会　長	(3)その他として、事務局の方から何かあるか。
事務局	机上に配布資料を案内する。「令和８年度障害者差別解消法啓発事業　手話言語国際デー＆手話の日」を令和８年９月23日（水）にＭｉｒａｉｅ多目的ホールで開催する。今年は、障害者差別解消法啓発事業と手話言語国際デーのイベントを同時に開催する。手話のカフェ、手話かるたの体験や西脇高校の生活情報科によるオリジナルのパフォーマンス、手話劇の播州織ファッションショーや手話歌を披露する予定である。また、パネルディスカッションとして、兵庫教育大学の中嶋先生がコーディネーターとして招いて、手話ユーザーの方や人工内耳の方など、様々な立場から色んな意見交換をする予定となっている。ぜひ参加と周知の協力を願う。
事務局	次回の会議については、第８期の計画の素案について及びパブリックコメントについての協議を考えている。日程は10月７日を予定している。決まり次第改めて連絡をする。
事務局	４　閉会 以上をもって、令和８年度第２回西脇市障害者地域支援協議会を閉会する。